

広島市安芸区選挙管理委員会告示第14号  
令和8年1月27日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井 秀則

(別紙)

期日前投票所の投票管理者

阿戸出張所

【旧】

住 所	氏 名	職務を行う日
広島市安佐南区	永瀬 通孝	1月28日
広島市中区	藤元 稔	2月5日

【新】

住 所	氏 名	職務を行う日
広島市中区	藤元 稔	1月28日
東広島市	西山 宏二	2月5日